

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年10月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20241007	名鉄西部交通株式会社（法人番号 2180001084064）代表者若林亨修	愛知県一宮市緑三丁目8番24号	稲沢営業所	愛知県稲沢市石橋5丁目51番地1	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和5年11月28日及び令和5年12月26日並びに令和6年5月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。